行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代～70歳代位の女性、身長158㎝位、着衣は灰色七分袖シャツ、黒色Ｔシャツ、白色ブラジャー、黒色ズボン、白色ガードル、白色ズロース、白色パンツ、白色靴下、黒色短靴、紺色リュックサック、所持金は18,384円、所持品は財布、数珠、ズボン、半袖肌着、シャツ、ブラジャー、パンツ、靴下、スカーフ、ハンカチ、巾着袋、眼鏡、折りたたみ傘、化粧品、歯ブラシ、目薬、時刻表、ウィスキーなど

上記の者は、平成22年９月12日午前６時35分頃、青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口468番地の十和田湖遊覧船運行事務所から北西に850m先の十和田湖内に浮遊していたところを釣人に発見されたもので、死因は解剖により溺水死であり、死亡日は平成22年９月11日頃と推定されます。

身元不明につき、遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は当市福祉課まで申し出てください。

平成 22 年 12 月８日

青森県　　十和田市長　小山田　久

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳以上の女性、身長約153㎝、着衣はベージュ色ブラジャー、右足に紺色靴下のみ

上記の者は、平成22年11月２日午前11時５分頃、千葉県長生郡長生村一松丙4446番地１地先の海岸設置の消波ブロック上にて死体で発見されたもので、死亡年月日は平成22年10月下旬頃と推定される。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当村福祉課まで申し出てください。

平成 22 年 12 月８日

千葉県　　長生郡長生村長　石井　俊雄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日は不詳、年齢は50歳代後半から70歳位、身長172センチメートル位、体格は中等度の男性、死因は投身自殺による全身打撲、所持金品なし

上記の者は、平成22年10月26日午後８時５分、東京都日野市百草無番地府中四谷橋下多摩川河川敷内で発見されました。死亡推定日時は、平成22年10月26日午後７時30分頃。

警察による検視の後、遺体は火葬し、遺骨は市営墓地に保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部生活福祉課生活援護係まで申し出てください。

平成 22 年 12 月８日

東京都　　日野市長　馬場　弘融

行旅死亡人

本籍・住所・職業・氏名・年齢不詳の男性で、死因は轢死、年齢30歳から50歳、身長168センチメートル、中肉、黒色ジャンパー、黒色Ｔシャツ、青色ジーンズ、緑色パンツ、緑色靴下、緑色ニット帽、白色スニーカーで発見された、遺留品はリュックサック、眼鏡、メモ帳、ボールペン、ライター、靴

上記の者は、広島県福山市本庄町４丁目３番５号ＪＡ福山市本庄支店南側福塩線軌道敷内に横たわって、列車に轢かれ即死状態で発見された。

死亡日は平成22年11月９日午後５時41分頃。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市納骨堂に安置しています。心当たりの方は、当市生活福祉課までお申し出ください。

平成 22 年 12 月８日

広島県　　福山市長　羽田　皓

公　示　送　達

次の者に対する都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条に基づく改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）の清算金通知書は、送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成 22 年 12 月８日

東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）
施行者　明石市　　代表者　明石市長　北口　寛人

記

送付すべき場所を確知できないため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏　　名	住所（又は最後の住所）	
松山工業株式会社	神戸市長田区浜添通二丁目１番５号	交付清算金有り
岩佐　幾治	明石市鳥羽73番地	交付清算金有り
田中　槌松		交付清算金有り
西尾　浅市	明石市西新町	交付清算金有り
藤本　昌一	明石市鳥羽186番地	交付清算金有り
吉田長四郎		交付清算金有り
吉田　　弘	明石市林174番地の50	交付清算金有り

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業の下記１の者に対する使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月８日

山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業
施行者　山陽小野田市
代表者　山陽小野田市長　白井　博文

記

１．書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
大阪府大阪市西成区千本中一丁目６番９号
柳井　　惠

２．通知の内容
別表及び別図のとおり

〔教示〕

この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に山陽小野田市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別表及び別図は、山陽小野田市日の出一丁目１番１号の山陽小野田市役所都市計画課で閲覧できます。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業の下記１の者に対する使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月８日

山陽都市計画事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業
施行者　山陽小野田市
代表者　山陽小野田市長　白井　博文

記

１．書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
山陽小野田市大字郡1527番地　篠田　絹子
山陽小野田市厚狭一丁目22番７号　池村　　豊

２．通知の内容
別表及び別図のとおり

〔教示〕

この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に山陽小野田市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別表及び別図は、山陽小野田市日の出一丁目１番１号の山陽小野田市役所都市計画課で閲覧できます。